

香川県サイクルスタンド等整備補助金交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、香川県サイクルスタンド等整備補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「要綱」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(サイクルオアシスの要件)

第2条 要綱第2条第5号の別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) サイクリストが安心して自転車を駐輪するための、サイクルスタンドを設置していること
- (2) 仏式及び英式バルブに対応し、空気圧を確認できるエアージージのついたスポーツサイクル用空気入れを設置し、貸出しが可能であること
- (3) トイレが設置されており、無償で利用が可能であること
- (4) 公益社団法人香川県観光協会（以下、協会とする。）の作成するサイクリングマップ等へ施設名称等の掲載が可能であること
- (5) サイクリストの休憩ポイントの目印として、協会から提供する「のぼり」を設置していること

(補助対象者の要件)

第3条 要綱第3条の別に定めるものとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 香川県が推奨するサイクリスト向けサイクリングルートに含まれる地域内にあるもの
- (2) あらかじめ協会との協議を済ませているもの

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。